

第1回 吉田町下水道料金等審議会 議事録

日 時：令和4年5月25日（水） 13時30分～15時40分

場 所：吉田町役場 2階 町民ホール

出席者：遠藤誠作（会長）、田村戸一（副会長）、深澤哲委員、鈴木みち子委員、大村友里委員
高寺弘和委員、小原廣美委員、岩倉道代委員
田村典彦町長

（事務局）内田上下水道課長、西澤下水道業務部門統括、鈴木下水道工務統括
岡田主査、安本主査、田中主査、池田主任、大石主事
株式会社N J S

欠席者：

- 議 事**：
- 1 開会
 - 2 委嘱状交付
 - 3 あいさつ
 - 4 委員及び事務局紹介
 - 5 会長・副会長選出
 - 6 諮問
 - 7 議事
 - （1）審議事項と全体スケジュール
 - （2）公共下水道事業の概要
 - （3）公共下水道事業の財務状況
 - （4）経営戦略の概要および使用料改定の方向性
 - 8 その他
 - 9 閉会

配布資料：資料1：吉田町下水道料金等審議会委員名簿

資料2：説明資料

参考資料1：吉田町下水道料金等審議会条例

参考資料2：座席表

参考資料3：吉田町公共下水道事業経営戦略（令和2年度策定）

会議内容：

議事（１）（開会：事務局）

事務局より、開会宣言

議事（２）（委嘱状交付：事務局）

吉田町下水道料金等審議会委員の委嘱状の交付

議事（３）（あいさつ）

田村典彦町長より開会挨拶

田村典彦町長：（冒頭、吉田町下水道料金等審議会（以下「審議会」という。）への出席及び町政への理解・協力に関する御礼の辞。）当町の下水道事業は平成２年１月に事業認可を取得後、整備着手し、平成７年に終末処理場である吉田浄化センターが完成し、供用を開始した。それから整備を進め、供用区域を拡大したものの、町内全域の整備に及ぶまでには至らなかった。一方で、人口減少が進行し、水需要の減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う改築・未更新施設の増加等、厳しい経営状況が続いている。そこで当町は汚水処理施設整備構想を見直し、実行性の高い未普及解消を目的とした下水道整備計画である汚水処理ビジョンを、将来にわたり安定的に下水道事業を継続し、施設・財務・組織等の経営基盤を計画的に強化するため、中長期的な視線に立った下水道経営及び財源計画として、公共下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）を令和２年度に策定し、町民の皆様へ提示するに至った。

今回の審議会は、経営戦略において具体的取組として示した経営基盤の強化を図ることを目的としている。現在汚水処理に関わる経費回収率は著しく低い状況にあり、これを解消し、下水道事業の経営基盤強化をすることで、将来に向け下水道事業を持続していくため、下水道使用料等に関してご審議を賜るものである。皆様方には未来を見据えた視点から、今何をすべきかについて、ご意見を賜り、吉田町が未来永劫持続し続けていくために、ご審議をお願いする。当審議会は年度末までの長丁場となるが、改めてご協力をお願い申し上げます。

議事（４）（委員及び事務局紹介）

委員の紹介

議事（５）（会長・副会長選出）

鈴木みち子委員により、会長は遠藤誠作委員とする推薦があり、満場一致で可決した。遠藤誠作会長より、副会長は田村戸一委員とする推薦があり、満場一致で可決した。

遠藤誠作会長より会長就任の挨拶。

遠藤誠作会長：下水道の使用料は非常に重要な財源である。使用料の改定は一般の使用者から見れば家計の負担増につながるもので喜ばれるものではないが、下水道事業は非常に費用が掛かる事業であり、使用料と町の財政負担のバランスを取るのが難しいものである。これについて皆様で議論し、方向性を決めていくことが今回の審議会の役割である。皆様の生活に直接関わるものであり、吉田町が今の活力を将来へ繋いでいくためには重要な問題である。皆様の協力を得ながら、この審議会を上手くまとめていきたいと思うので、ご協力をお願い申し上げます。

田村戸一副会長より、副会長就任の挨拶。

田村戸一副会長：副会長としての責務を果たしていきたいと思う。私が資料を拝見したときに、非常に分かりやすく出来た資料だと感じた。吉田町が都市計画を策定するにあたり、下水道事業は避けて通れないものであり、町長の話にあったように、平成2年度に下水道事業認可を取得して以降、時代の流れと共に、様々な問題が浮き彫りになり、受益者負担だけでは成り立たず、税金が投入されているのが現状である。下水道を利用する一町民として、単独収支が成り立つようにするためには、下水道使用料の値上げは避けて通れないものであると思う。また、国土交通省からも収支構造の見直しを行うよう要請が出されており、吉田町もこのままでは社会資本整備総合交付金の重点配分の対象外となる。今回の審議会ではこのような、避けては通れない問題を先生方のお知恵を拝借して、解決していかなくてはならないと思う。利用者として耳が痛いこともあると思うが、吉田町の健全な財政のためにも、適切な料金体系を考えざるを得ないのではないかと思います。皆様にどうかご協力をお願い申し上げます。

議事（6）（諮問：事務局）

委員の過半数の出席を得ているため、吉田町下水道料金等審議会条例第5条第2項の要件を満たしており、当審議会が成立していることを報告した。

田村典彦町長より、審議会へ諮問した。

当町の下水道事業は使用料で賄うべき汚水処理費をどの程度賄っているかを示す経費回収率が100%を下回り、一般会計からの繰入金に依存した状況となっている。このような運営状況は、独立採算制を原則とする公営企業として不健全な状態である。公共下水道経営戦略において適切な使用料に改定する必要があると判断しましたので、貴審議会に対しご意見を賜りたく諮問する。

議事（7）（議題）

議題（1）審議事項と全体スケジュール【審議事項】

事務局：審議会での審議事項及び全体スケジュールについて、「第1回 吉田町下水道料

金等審議会 説明資料 令和4年5月25日」(以下「説明資料」という。説明資料1/25～5/25)により説明を行った。

委員より質疑は無かった。

議題(2) 公共下水道事業の概要【審議事項】

事務局 : 公共下水道事業の概要について、説明資料6/25～12/25より説明を行った。

委員 : 資料2説明資料p4に反応タンクが記載されているが、この反応タンクとは具体的にどのようなものか。

事務局 : 反応タンクとは下水処理場における汚水処理設備の一つである。下水処理では吉田浄化センターのパンフレットp6～p7に示す通り、汚水中に存在する微生物を活性化させ、その働きを利用して汚水処理を行っている。その際に汚水中に空気を吹き込むこと(曝気)で、微生物を活性化させるための施設が反応タンク(エアレーションタンク)である。現在、公共下水道全体計画に定められている反応タンク2池については既に建設しており、曝気装置等の設備の増設を除き、新たに反応タンクを増設する予定はない。

議題(3) 公共下水道事業の財務状況【審議事項】

事務局 : 公共下水道事業の財務状況について、説明資料13/25～17/25により説明を行った。

委員から質疑は無かった。

会長 : 一旦、10分間休憩とする。

《休憩10分》

議題(4) 経営戦略の概要および使用料改定の方向性【審議事項】

事務局 : 経営戦略の概要および使用料改定の方向性及び、次回審議会の予定について、説明資料18/25～24/25により説明を行った。

副会長 : 下水道の経営状況について、下水道使用料で賄いきれない分は、町の一般会計から補填されているとのことだったが、この補填分とは参考資料3、図2-1における他会計繰入金(基準外)7.8%のことか。また、このままでは社会資本整備総合交付金の重点配分の対象外となることについて、これは国庫補助金16.3%が減額されるということか。この問題の解決のために、まずは基準外繰

入からの補填を無くすために下水道使用料を値上げするという認識でよろしいか。

事務局 : 一般会計からの繰入については認識の通りであり、基準外繰入からの補填を可能な限り無くすため、適切な料金体系を策定することが本審議会の目的である。国庫補助金については、この中に重点配分というものがあり、防災関係等が該当する。国庫補助金が全て交付されない訳ではないが、重点配分の交付対象外になると下水道事業が立ち行かなく恐れがあるため、皆様にご審議をお願い申し上げます。

副会長 : 重点配分について、現状どれくらいの交付を受けているのか。教えて頂きたい。

事務局 : 交付額は毎年違うため、正確な金額は申し上げられないが、今年度は吉田浄化センター自家発電機設備の工事を2ヶ年で予定しており、その費用の約2億円分を賄っている。目安として1億から2億円の交付金が減額されると考えて頂きたい。

委員 : 経営戦略について、具体的にどのようなもので、何を目的に作られたものなのかを説明して頂きたい。

事務局 : 経営戦略の具体的な概要・目的については、参考資料3p1にある通り、近年の下水道事業は人口減少・高齢化社会、節水型社会の進展による水需要の停滞に伴う使用料収入の低下、下水道施設の老朽化に対する改築・更新需要の増加、未普及解消事業（管路施設の工事）の推進等、厳しい経営状況が続いており、大規模地震等の自然災害への危機管理対策、下水道職員の技術継承、官民連携需要の高まりなど、多種多様な課題に直面している状況である。下水道事業は資金不足を理由に中止することは出来ないため、今後も安定的に継続して行かなければならない。そのためには中長期的な視点で投資と財源のバランスを揃え、経営基盤を強化する必要があり、今回の審議会の目的である使用料改定もその取り組みの一つである。それ以外にも投資の合理化・効率化として、適正な下水道整備区域を絞り込み、投資に係る費用を削減すること。また、今ある施設を有効利用するため、ストックマネジメント計画に従い、点検調査・改築更新工事を効果的に実施し、維持管理費用を可能な限り抑えることを目指す。経営戦略は、下水道事業全体として様々な課題を抽出した中で、対策方針を定めたものであり、今回の審議会もその施策の一つであると考えて頂きたい。

委員 : 参考資料 3 p 2 には経営戦略の策定フローが定められており、また、参考資料 3 には下水道経営が現在どのような状態なのか、どのような課題があり、どんな対策を講じるべきかの方針が示されている。これは「経営戦略策定ガイドライン 総務省」に基づき、10 年間対策を講じなかった場合はどうなるのか、今後下水道事業を成り立たせるためには、どのような対策が必要なのかを分析し、その結果をまとめたもので良いか。

事務局 : 経営戦略についてはその通りである。

会長 : 今回の審議会での質問、感想、次回審議会に対しての要望等があれば、各委員から挙げて頂きたい。

副会長 : 使用料改定について下水道利用者に理解を頂く上で、ただ使用料を値上げするだけでは安直すぎるのではないか。他にも対策を行っており、その上で最低限これだけ値上げをする必要があるという形で示さないと利用者が納得できないのではないかと思う。まずは接続率 75%を 100%に可能な限り近づけることが先決であり、町の政策誘導によって下水道への接続を促し、下水道使用料の単価上昇を抑えるべきではないか。政策において接続率を具体的にいつまでに、どのくらい改善させるのかをはっきりと明示し、未接続の住民に対しての呼びかけや、補助金の在り方について示していくべきだと思う。このような政策を無しに、国からの補助金が減らされるから使用料を値上げするのでは、到底町民の理解は得られないと思う。

もう一つは、各家庭によって使用量に差があるため、使用量が多い家庭、少ない家庭等を分析し、町民の皆様が納得を得られる方法を探るべきであると思う。

委員 : 審議会の開催にあたり、一部資料が事前に配布されたが非常に分かりやすかった。各資料は吉田町若しくは、担当コンサルである N J S のどちらが作成したのか。

事務局 : 資料は吉田町と N J S の共同で作成している。資料の順番立てについても共同で行っており、冊子としてまとめる作業は N J S が担当したものである。

委員 : 先程申し上げた通り、資料を拝見した時に非常に分かりやすいと思った。今後も住民を対象に説明を行う際には、このような分かりやすい資料が必要であると思う。

委員 : 今回の審議会に参加して非常に勉強になった。感想として2点述べようと思う。私は住吉区の東浜という町内会に属しているが、周囲には空き地や空き家が増えているように思う。地図等を見ると早い時期から下水道整備がされており、住みやすい地域であると思う。しかし、空き地や空き家が増えてしまうと、使用料収入が減ってしまうにも関わらず、人が住まなくなった場所にも水を送り続けなければならないため、その分の費用が無駄になってしまう。空き地や空き家を減らして行くことは下水道事業だけではなく、吉田町全体の問題として向き合わないといけない問題だと思う。

2つ目は私の職場の先輩の話になるが、水道管が壊れていることに気が付いて約15万リットルの水が漏れていた。水道の話ではあるが、下水道事業も同様に町民の皆様へ関心を持ってもらえるような取り組みを行って行くべきであると思う。水道・下水道を問わず、もっと水を大切にし、関心を持ってもらえるような情報提供が必要であると思う。

委員 : 下水道の概要を知ることができてよかった。

委員 : 意見や質問は田村副会長と同じであるため、感想を述べようと思う。下水道整備済区域については、可能な限り多くの住民に下水道へ接続して頂けるよう、補助金等を整備していくべきだと思う。

委員 : 使用料改定の方向性の中で、社会資本整備交付金の重点配分の対象外となる条件の一つに、使用料単価が150m³/円というものがあつたが、この150m³/円を適切な使用料とする根拠は何か。また、私事にはなるが、以前浄化槽を設置し、しばらく経った際に設置場所の土が流出してしまい、再工事を行ったことがある。その際に下水道接続の依頼が町から来たため、工事費用を水道業者に確認したら50万円～100万円と幅があつた。各家庭の状況によって工事負担額が変わることは承知しているが、複数の業者から見積りをとる者は少ないと思うので、町から予め目安を示した方が住民も接続工事をしやすくなると思う。

事務局 : 国土交通省から出されている使用料単価150m³/円は、総務省を含めて国が妥当としている使用料単価である。単価がそれよりも高い自治体・低い自治体もあるため、あくまでも目安であることを承知いただきたい。

宅内の排水設備の工事費用について、お問い合わせを頂くことも多いが、コンクリートを打っている・打っていない等の家屋の状況や、家屋がある場所によって事情が異なるため、単純に1m当たりの建設単価を算出できないのが現状である。単価が分かれば業者の見積もりが高いか安いかを判断できることは承知しているが、民間同士の契約であるため、町としても踏み込みが難しく、何

か対応策がないか今後考えていきたい。

会 長 : 使用料単価 150³/円について補足説明させていただきたい。公営企業の経営は総務省の管轄であり、平成 15 年頃に下水道財政の在り方に関する研究会が発足した。自治体の関係者を交えて適切な下水道使用料について議論を進める中で、下水道事業には水道よりも大きなコストがかかるにも関わらず、下水道使用料は水道料金の半分しかなく、足りない分は税金から補填している状態であった。自治体は単式簿記の官庁会計のため収入・支出が同額になるように予算を組むが、使用料収入で賄えない分は補助金・一般会計等から補填すれば見かけ上は収支が合うようにみえるため、予算は通ってしまうのである。下水道整備費用について、吉田町の場合 1 戸当たり約 400 万円かかっていると思う。その内、半分の約 200 万円は補助金が入るが、残り 200 万円は起債によって賄われる。これを、下水道施設の耐用年数を 40 年として、住民一人当たり毎年 5 万円、1 月当たりになると 4,000 円ずつ返さなければならず、今の料金水準では収支が合わないのは明白である。以上のことから、下水道使用料は最低でも水道料金と同等以上にしなければ、健全な経営状況を保つのは不可能であるとして、当面は平成 16 年頃の全国水道料金の平均月額 3,000 円は負担してもらおうべきとなり、使用料単価 150³/円となった。

下水道が全国的に整備され始めた時には、下水道使用料は全額税金負担でも良いのではないかとの意見もあった。しかし、下水道整備が進むにつれ、下水道事業には水道以上にコストがかかる事が明らかになった。下水道の恩恵を受けられない浄化槽整備区域等の方にも、多大な負担をかけることになるため、現在では受益者負担の原則に則り使用料を支払うことが原則となっている。現在、下水道設備の更新期を迎え、下水道使用料の見直しが迫られている自治体もある。しかし、そうした自治体では下水道事業の経営実態が明らかになり、審議会等で住民から厳しい意見がでる事例も少なくない。吉田町は財政的に非常に恵まれている自治体だと思うが、このように行政側と住民側が互いに直接意見を交わしながら、事業を進めようとする仕組みを整備している自治体は全国的に少ない。行政と町民が互いに町のことを思い、努力してきた結果であり、恵まれている環境であると思う。

下水道事業は整備完了まで、自治体年間予算の 2 倍～3 倍はかかると言われている。吉田町の場合は総額 200 億～300 億円かかる試算となる。また、浄化槽整備の後追いで下水道供用が開始されたため、先に浄化槽を導入してしまった住民も多い。中には高齢者の家庭も少なくないため、急に浄化槽から下水道へ切り替えることは経済的な視点から見て非常に困難ではないか。現在の下水道接続率（水洗化率）は約 75%であるとの報告があったが、努力目標である接続人口を年間 100 人増やすことについても、難しい課題であると思う。接続率を 100%にすることも最終目標であると思うが、非

常に困難を伴うものであり、皆様の中で今後も考えなくてはならない課題であると思う。

下水道事業は住民から見た場合、その費用（使用料）を割り勘で負担し合う関係である。例えば、吉田浄化センターに余裕が出ても、近くの町の分を引き受けて採算を合わせることを想定しない事業である。つまり、使用料の収入額が減れば、その分の減収分は住民同士で負担しなくてはならない。

今後、下水道使用料の改定に当たり、値上げに反対する住民・団体も少なからず出てくると思う。そのような中で、町として住民が負担すべき範囲と税金で補う範囲を皆様で知恵を共有し合い、取り決めていかななくてはならないと思う。各委員の方も今回の審議会での決定事項を、それぞれの自治会で堂々と説明できるようになって頂ければ幸いである。審議会会長として、対外的にも堂々と説明できるような審議内容としていきたいので、改めてご協力をお願い申し上げます。

委員 : 社会資本整備交付金の重点配分について補足説明。参考資料 3 図 2-1 について、国土交通省から出されている補助金が、国補助金の 16.3%である。また、基準外繰入は総務省が定めた基準を超えて一般会計から繰入を行ったものであり、これが他会計繰入金（基準外）7.8%に相当する。吉田町の財務状況は健全であると伺っているが、地方交付税交付金を用いて基準外繰入金を賄っている自治体も存在する。この地方交付税交付金は医療・福祉・育児・道路、他インフラ等、様々な事業に充当しなくてはならないものであり、下水道事業だけに充当してしまうと、他の事業に大きな支障をきたす可能性がある。そのため、基準内繰入についても年々交付金の用途に厳しくなっており、用途について国土交通省だけでなく総務省からも勧告が出されている。地方交付税交付金を受けていない自治体は問題ないが、交付金が減額されると基準外だけでなく、基準内繰入に含まれる交付金も減額となる。以上がこの問題の構図である。

事務局 : 吉田町も以前は地方交付税不交付団体であったが、昨今の税収入の減少等により、現在は交付を受けている。しかし、交付金額は全国的に見て非常に低いため、財政力は高い団体である。

委員 : 財政力が高いことは非常に素晴らしいことである。しかし、人口減などにより税収が減っている中で、育児・介護等の分野で支出が増加しており、今まで通りに町の税収を基準内繰入金として下水道事業に充当するのも、これからは難しくなっていくと考えられる。以上の点について、町でも議論を進める必要があると思う。

副会長 : 専門家である深澤委員よりお褒めの言葉を頂き、光栄である。しかし、町民として、道路のカーブミラーや標識等を直して欲しいと要望を出しても、中々予算がつかず、修理まで非常に時間がかかる等の話を聞いている。吉田町も全国的に見て財政力はあるとは言え、決して裕福ではないと思う。

会 長 : 国が下水道を本格的に整備していたのは平成初期の頃であった。その時は下水道には約 1 兆 5000 億円もの国の税金が投入されており、事業費ベースでみると約 5 兆円にも相当する。現在は約 5000 億円しか税金が投入されておらず、現在の日本の財政状況でこれ以上の増額は難しいのが現状である。平成初期の頃は下水道の全国普及率が毎年 1.2～1.3%上昇していたが、現在では 1%未満である。各自治体への負担が大きくなっているが、国もこれ以上の補助を行うのは非常に厳しい状況である。国の補助財源も限られており、国は自治体へ下水道事業の経営状況の改善を求めている。今後も補助金の交付を受けるなら下水道整備区域を絞ることも重要であるが、料金も適正な水準を徴収すべきだと思う。日本という国が財政的に厳しい状況にあり、その中で下水道の更新の時期を迎えている。下水道に限った話ではないが、このような議論の場で皆様に納得して頂くことが一番重要だと思う。第 1 回の審議会にも関わらず、核心となるような意見が出たのは喜ばしいことだと思う。これからの審議会が非常に楽しみであり、皆様のご意見をまとめていきたいと思うので、改めてご協力をお願い申し上げます。

議題（8）その他

事務局 : 次回審議会の内容・予定について、説明資料 23/25、24/25 により改めて説明を行った。第 2 回審議会日程については、詳しい日程が決まり次改めて連絡する。

議題（9）閉会

事務局 : 第 1 回審議会終了の挨拶

以上